

新型コロナウイルス感染症経済対策

杉戸町中小企業等緊急応援支援金 申請要領

申請期間

令和3年4月5日（月）～令和3年6月30日（水）

申請方法・提出先

【申請方法】

郵送（消印有効）

【提出先】

〒345-0036

杉戸町杉戸1-10-21

杉戸町商工会 杉戸町中小企業等緊急応援支援金担当 宛

杉戸町商工会

杉戸町中小企業等緊急応援支援金

1. 目的

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令の影響により、売上高が減少している町内中小企業者（商工業者）に対し、事業継続の一助としていただく為、支援金を支給します。

2. 申請期間

令和3年4月5日（月）～令和3年6月30日（水）

3. 対象者

次の要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 町内に本社又は主たる事業所を有する商工業者であること。（大手企業、直営チェーン店を除く）
- (2) 緊急事態宣言発令以前から主たる収入として事業による売上「事業収入」、又は不動産による収入「不動産収入※」を得ている商工業者であること。

※不動産収入・・・不動産収入のある方のうち、事業とみなされない他の収入（給与・年金・雑など）のある方は、収入全体の50%以上を不動産収入が占めていること。

- (3) 令和3年1月、2月又は3月の売上高が、前年又は前々年同月比で5%以上減少していること。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を営む個人事業者又は法人
 - ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている法人
 - ・ 政治団体
 - ・ 宗教上の組織又は団体
 - ・ その他本給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業者又は法人（会社員による副業等また主たる収入が農業収入の事業者）

4. 支給額

5万円

5. 支給回数

1事業者につき1回まで

6. 申請書類

以下の書類をそろえて、申請してください。

【商工会員の方】 ※添付書類が一部省略となります。

- (1) 杉戸町中小企業等緊急応援支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 申請者名義の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ）
- (3) 売上の減少が分かる書類の写し（対象月の売上対比ができる書類）
 - ・令和3年1月、2月又は3月の売上台帳など
 - ・令和2年もしくは平成31年1月、2月又は3月分の売上がわかる書類

【個人事業者】

≪青色申告者≫

- ① 所得税青色申告決算書（一般用又は不動産所得用）
- ② 不動産所得の場合は、対象月の収入が分かる書類など

≪白色申告者≫

- ① 収支内訳書（一般用又は不動産所得用）
- ② 対象月の売上台帳など（不動産所得の場合は、対象月の収入が分かる書類）

【法人】

- ① 比較する期間内を含む事業年度の確定申告に係る法人事業概況説明書（表・裏）

※新規創業者は、①の書類の代わりに令和2年12月の売上台帳

【商工会員でない方】

- (1) 杉戸町中小企業等緊急応援支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 申請者名義の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ）
- (3) 直近の確定申告書
- (4) 売上の減少が分かる書類の写し（対象月の売上対比ができる書類）
 - ・令和3年1月、2月又は3月の売上台帳など
 - ・令和2年もしくは平成31年1月、2月又は3月分の売上がわかる書類

【個人事業者】

≪青色申告者≫

- ① 比較する期間内を含む事業年度の確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書（一般用又は不動産所得用）
- ② 不動産所得の場合は、比較する年の対象月の収入が分かる書類等

≪白色申告者≫

- ① 比較する期間内を含む事業年度の確定申告書B第一表及び収支内訳書（一般用又は不動産所得用）
- ② 比較する年の対象月の売上台帳等

【法人】

- ① 比較する期間内を含む事業年度の確定申告書別表一及び確定申告に係る法人事業概況説明書（表・裏）

※新規創業者は、①の書類の代わりに開業届（控え）と令和2年12月の売上台帳

※確定申告書B第一表・確定申告書別表一・開業届には、税務署の収受印が必要、e-taxの場合は「受信通知」を提出。

(5) 町内に事業所があることを証明する書類の写し ※法人の場合

・履歴事項全部証明書：3ヶ月以内に発行

(6) 本人確認書類の写し ※個人事業主のみ

・運転免許証

・健康保険証

・マイナンバーカード など

7. 申請方法及び提出先

【申請方法】

郵 送（6月30日（水）消印有効）

申請書類一式を、杉戸町商工会まで郵送してください。

【提出先】

〒345-0036

杉戸町杉戸1-10-21

杉戸町商工会 杉戸町中小企業等緊急応援支援金担当 宛

※郵送等にかかわる費用は申請者負担となります。

8. 申請から支援金支給までの流れ

(1) 申請

申請書兼請求書その他必要な書類を添えて、申請期間内に郵送（消印有効）にて申請してください。



(2) 申請書類審査

申請書受付後、杉戸町商工会で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



(3) 支援金支給（申請受付から3週間程度）

書類審査が完了後、杉戸町中小企業等緊急応援支援金交付決定・否決定通知書（様式第2号）を送付します。

書類審査で支給が決定された方には、ご指定の口座へ振込の手続きを行います。

9. 注意事項

- (1) 本支援金を受給後に、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金受給相当額を返還していただきます。
- (2) 杉戸町中小企業等緊急応援支援金の支給を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。
- (3) ご記入いただいた個人情報、本事業に関する以外には使用しません。
- (4) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。

お 問 合 せ
杉戸町商工会 杉戸町中小企業等緊急応援支援金担当 電話 0480-32-3719 (月曜日～金曜日 9:00～16:00)